

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第131号

令和元年度上半期の相談状況

令和元年度上半期（平成31年4月1日～令和元年9月30日）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は、1,175件で、前年同期（1,417件）に比べて242件減少しました。

●相談の多い年代は70歳以上

年代別にみると70歳以上の契約当事者が298人、60歳代が202人となっており、70歳以上の契約当事者の占める割合は、全体の25%を超えています。また、60歳代以上の契約当事者が全体に占める割合は、約43%となっています。

●相談の多い商品・サービスは「放送・コンテンツ等」と「融資サービス」、「健康食品」

1位は、インターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求や架空請求などの「放送・コンテンツ等」100件（うちアダルト情報サイト25件、出会い系サイト11件）です。

2位の「融資サービス」は80件（うちフリーローン・サラ金69件）です。1位、2位とも件数は減少しています。

3位の「健康食品」は68件で、全体の相談件数が減少するなか、前年同期と比べて15件増加しました。

●インターネット通販での健康食品や化粧品の購入に関する相談が増加

インターネット通販などで、「お試し」のつもりで低価格に設定されている健康食品の申込みをしたところ「定期購入になっていた」「解約しようと思い、電話をするがつかまらない」、「解約しようとしたら、割引前的高額な料金の支払いを求められた」などの相談が増加しています。

アドバイス

1. 高齢者の被害を防ぐためには、周囲の方の気配りと見守りが重要です。一人で悩んでいないか時々声をかけてあげましょう。
2. 通販の「初回」「モニター」「お試し」等の表記がある場合は、まず定期購入になっていないか確認しましょう。そして、購入者の都合で返品できるのか、返品できる場合の送料負担はどちらかなどの契約条件を、申し込む前によく確認することが大事です。
3. 困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。消費者ホットラインの電話番号「188（いやや!）」で最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013